

健康保険委員要綱

1．目的

協会管掌健康保険の健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、健康保険事業に関するモニター等の事業に協力いただく協会管掌健康保険適用事業所（以下「適用事業所」という。）の被保険者を健康保険委員として委嘱することにより、もって加入者の参画による健康保険事業の推進を図ることを目的とする。

2．委嘱

- (1) 委員は、次の要件に該当する者であって、健康保険事業の推進のために積極的な役割を果たすことができると認められる者を健康保険委員として、全国健康保険協会徳島支部長が委嘱する。

徳島県内の協会管掌健康保険の適用事業所の被保険者であって、健康保険に関する事務について相当期間経験を有する者であること

協会管掌健康保険事業の推進について理解と熱意を有する者であること

事業主の同意を得られる者

- (2) 健康保険委員が職務の遂行に支障があり、若しくはこれに耐えられない場合、又は健康保険委員としてふさわしくない非行があった場合は、全国健康保険協会徳島支部長はこれを解嘱することができる。

3．役割

- (1) 広報

事業主及び加入者に対し健康保険事業に関する周知・広報を行うこと。

- (2) 相談

各種申請書等について、加入者からの相談に応じること。

- (3) 各種事業への推進

保健事業等の健康保険事業の促進や円滑な実施のために、事業主や加入者に対して健康保険事業に関する理解の促進や、健康づくりや生活習慣病の予防に関する啓発、各種事業への参加の呼びかけ等を行うこと。

(4) モニター

健康保険事業の運営やサービスに関して、定期的に電子メール等を通じて加入者としての意見を述べること。

4. その他

上記のほか、必要な事項は、全国健康保険協会徳島支部長が別に定めるものとする。

5. 施行

この要綱は、平成 21 年 1 月 5 日とする。